

第 10 号議案

東大和市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 29 年 2 月 23 日

提出者

東大和市長 尾崎 保夫

東大和市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

東大和市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条の2を第2条の3とし、第2条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める者）

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）第3条第1項に規定する人事院規則で定める者に準ずる者として規則で定める者とする。

第3条第1号を次のように改める。

（1）育児休業の承認が、職員が産前の休業を始め、又は出産したことにより効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第3条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

（2）育児休業の承認が、第5条に規定する事由に該当したことにより取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

ウ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

第8条第2項中「第17条第1項」の次に「又は第18条の2」を加え、「を承認されている」を「又は介護時間の承認を受けて勤務しない」に改め、「当該育児時間」の次に「又は介護時間の承認を受けて勤務しない時間」を加える。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。